

特定非営利活動法人藍住町手をつなぐ育成会
証明書発行に係るQ & A

平成30年 1月 1日 現在

Q-1	以前は、証明書発行申請書は必要なかったと思いますが、いつから必要となったのですか。
A-1	当方の事務処理上、平成30年1月1日から、証明書発行申請書を設定させていただきました。当法人における証明書発行の正確性と、個人情報保護の漏えい防止の観点から、手続きについてご理解下さい。
Q-2	氏名や住所を記載していただきたいのですが、利用終了日（退職日）から変更しています。変更後の氏名や住所を記載してもらえますか。
A-2	記載できます。ただし、変更後の氏名や住所が記載されたご本人確認証が必要です。（口頭指示による証明はできません。）
Q-3	すぐに証明書が必要なので、即日発行をお願いしたいです。
A-3	即日発行はできません。当法人の事務手続き上、内容確認と法人事務局内の決裁処理が必要となっておりますのでご理解下さい。なお、前もって発行希望日等のご相談をいただければ、可能な限り早急に対応します。
Q-4	以前と同内容の証明書を発行していただく場合、即日発行できますか。
A-4	即日発行はできません。証明書は、申請事項を確認して発行するとともに、60日経過した証明書控は個人情報保護の観点から破棄しています。ただし、当法人の錯誤、過失等のために発行した証明書が所期の目的を達成できないとする申出に基づき新たな証明書を発行する場合を除きます。
Q-5	法人様式ではなく、任意様式での証明はできますか。
A-5	証明できます。任意様式を証明書発行申請書に添えてご提出下さい。ただし、法人事務局でゼロベースから当該任意様式を作成することはできません。（事務処理上、証明書をPC印刷して発行する場合があります。）
Q-6	日付など、指定箇所を空欄にして証明書を発行できますか。
A-6	日付、又は申請者を空欄のまま証明書を発行することはできません。又例えば任意様式に「現住所」の欄があり、現住所を確認する書類がない場合、「現住所」の欄は空欄で発行します。この場合、発行後、申請者等で加筆・修正された証明書については、当法人は一切責任を負いません。
Q-7	利用期間（雇用期間）や利用状況（職務種類）等を細分化して複数枚の証明書を発行していただくことはできますか。
A-7	細分化して発行できます。ただし、業務省力化の観点から目的や細分化方法などの詳細をお伺いする場合がありますので、ご協力下さい。なお、内容により証明書発行手数料のご負担や、発行まで一定の期間をいただく場合があります。

Q-8	申請者（私）の任意の表現方法で記載していただきたいです。
A-8	内容により、記載することができる場合がありますので、事前にご相談下さい。ただし、事実と異なる事項は記載することができません。
Q-9	証明書の内容を提出先に説明していただけますか。
A-9	証明した範囲で説明できます。ただし、60日経過した証明書の説明は法人事務局に証明書控を破棄していますので、説明することができません。
Q-10	利用契約（雇用契約）終了日が4年前です。証明書を発行できますか。
A-10	発行できます。当法人では、関係書類を5年間保管しておりますので、当時の情報をもとに証明書を発行します。このことから、5年以上前の証明を希望される場合は、保管情報が不足していることがあります。当時の書類等を併せてご提出いただくことで、証明できる場合がありますのでご協力下さい。なお、このような理由から、発行した証明書は、コピー等をとって保管されることをお勧めします。
Q-11	福祉制度等の利用のために証明書が必要なのですが、必要な記載事項が分かりません。
A-11	法人事務局で必要な記載事項を判断することはできませんが、福祉制度の情報提供や関係機関を紹介することができる場合がありますので、事前にご相談下さい。
Q-12	インターネット環境がないため、証明書発行申請書を記入することができません。
A-12	インターネット環境がない場合は、来所していただければ証明書発行申請書をお渡しできます。又、FAXで送信することもできます。ただし、現住所が確認できない場合は、郵送することができません。
Q-13	現在、オレンジノートを利用中（在職中）なのですが、証明書発行申請書等は必要ですか。
A-13	申請時点でオレンジノートを利用中又は法人の職員として在職中である人は、最新の個人情報を、常に法人事務局で管理しておりますので、管理している個人情報を活用して証明書を発行することにご同意いただける場合に限り、証明書発行申請書等を省略することができます。